

土砂災害警戒区域内における大規模入所施設（社会福祉施設）の整備 に対する補助金交付の基準について

（趣旨）

第1 事業者が土砂災害警戒区域内において、入所施設で定員が30人以上の社会福祉施設（以下「大規模入所施設」という。）の施設整備を実施する場合、土砂災害警戒区域への立地を抑制するとともに、安全対策を考慮した施設整備を推進するため、社会福祉施設等整備事業補助金及び老人福祉施設等整備事業補助金の交付（以下「施設整備事業補助金」という。）に関する基準について定めるものとする。

（補助金交付の基準）

第2 第1に規定する施設整備事業補助金等の交付に関する基準は、次の表のとおりとする。

整備区分*	基準
<ul style="list-style-type: none"> ・新築 ・増築 ・移転改築 	<p>○原則として補助しない。</p> <p>○ただし、安全対策につき十分に配慮されていると認められる場合は、例外として補助する。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>安全対策：・土砂災害防止法に基づく「避難確保計画」が策定され、内容が施設整備と連動していること等</p> <p>・増築にあたっては、避難確保計画が策定されていることに加え、当該計画が市町村に報告されていること*</p> <p>※市町村の地域防災計画にその名称を定められた社会福祉施設のみ</p> </div>
<ul style="list-style-type: none"> ・現地改築 ・改修 	<p>○十分な安全対策がなされていることを確認の上、補助する。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>安全対策：・土砂災害防止法に基づく「避難確保計画」が策定され、内容が施設整備と連動していること等</p> <p>・避難確保計画が市町村に報告されていること*</p> <p>※市町村の地域防災計画にその名称を定められた社会福祉施設のみ</p> </div>

*整備区分の定義

- ・新 築：新たに建物を建築すること
- ・増 築：既存の建築物に建て増しを行い、床面積及び入所定員を増やすこと
- ・移転改築：既存の施設を廃棄（売却含む）し、現地以外の場所へ建物を建築すること
- ・現地改築：既存の施設を取り壊し、同じ場所に建物を建築すること
- ・改 修：骨組み等を残したまま、建物を直すこと

(提出書類)

第3 第1に規定する施設整備事業補助金等の交付の可否等についての審査は、施設所管課が定める施設整備計画書等のほか、次の表に記載する提出資料に基づいて行うものとする。

整備区分	提出書類
・新築 ・増築 ・移転改築	①当該地への立地に関する施設所在市町村長の意見書(別添 様式1) ②施設整備・運営に関する安全性を確保する旨の事業者からの確約書(別添 様式2) ③安全対策に関する資料(土砂災害防止法に基づく「避難確保計画」)
・現地改築 ・改修	①安全対策に関する資料(土砂災害防止法に基づく「避難確保計画」)

(適用期日)

第4

1 この基準は、平成26年4月1日から適用する。ただし、平成26年4月1日の段階で既に整備計画が決定しているもの(用地決定済みなど)には適用しない。

附則(令和5年(2023年)3月3日付け4健福政第270号、4こ家第552号健康福祉部長、県民文化部長連名通知)

(適用期日)

1 この基準は、令和5年4月1日から適用する。ただし、令和5年4月1日の段階で既に整備計画が決定しているもの(用地決定済みなど)には適用しない。

(様式1)

意 見 書

年 月 日

長野県知事 殿

(施設所在市町村長)

この度、(法 人 名 等) が計画している社会福祉施設整備の予定地の立地に関する意見は、下記のとおりです。

記

社会福祉施設の設置予定の場所	
立地に関する意見	
<p><備考> 立地に関する意見には、①土砂災害発生時に安全が確保できるか、②過去に被災歴がないか、③他に立地する余地がない理由等について記載すること</p>	

(様式2)

安全配慮確約書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

申請者は、施設整備・運営に関して、下記のとおり安全性を確保することを確約します。

記

- 施設整備について、関係法令を遵守するとともに、県との協議等に基づく安全対策を講じること。
- 施設の運営にあたり、土砂災害発生時の安全確保について、避難確保計画に記載された内容を実行すること。
- 避難確保計画に沿った避難訓練を原則1年に1回以上行い、結果を市町村に報告すること。*

※市町村の地域防災計画にその名称を定められた社会福祉施設のみ。